

大個審答申第 149 号
令和 3 年 8 月 23 日

大阪市教育局 教育長 山本 晋次 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市教育局（以下「実施機関」という。）から平成 28 年 4 月 12 日付け大市教委第 368 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が、平成 28 年 1 月 7 日付け大市教委第 2916 号により行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）で開示しないこととした部分のうち、別表 2 及び別表 3 に掲げる部分を開示すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 27 年 11 月 24 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、未成年者である開示請求者本人の法定代理人として「本人及びその家族が作成し、実施機関へ提出した手紙・要望書・資料並びに関係機関が本人及びその家族からのいじめの申立てに関して作成した報告・記録・メモ等」を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を、別表 1 に掲げる文書に記載された情報（以下「本件情報」という。）と特定した上で、条例第 23 条第 1 項に基づき、「個人の氏名、生年月日、住所、性別及び続柄」・「個人の主観、主張及び自己評価」（以下「本件非開示部分 1」という。）、「関係機関との協議やケース会議の内容」（以下「本件非開示部分 2」という。）、「要保護児童対策地域協議会における検討・協議の情報」（以下「本件非開示部分 3」という。）を開示しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

条例第 19 条第 2 号(平成 29 年大阪市条例第 69 号による改正前のもの。以下同じ。)に該当

(説明)

「個人の氏名、生年月日、住所、性別及び続柄の情報については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるものに該当し、かつ同号ただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

個人の主観、主張及び自己評価の情報については、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないもの又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであって、開示することによりなお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、かつ同号ただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しないため。」

条例第 19 条第 6 号に該当

(説明)

「関係機関との協議やケース会議の内容の情報については、本市の相談事業に関わる個人の評価、診断、判定、相談内容に関する情報であり、開示することにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるもの、又は当該事務又は事業の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、又は当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため。」

条例第 19 条第 8 号に該当

(説明)

「要保護児童対策地域協議会における検討・協議の情報については、児童福祉法第 25 条の 5 の定めるところにより開示しないこととされているため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成 28 年 3 月 3 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの。以下同じ）第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

部分開示の通知で示された不開示部分について基本的に全面開示を求める。

2 異議申立ての理由

実施機関は条例第 19 条第 2 号に該当するものとして開示しないこととした部分「個人の氏名、生年月日、住所、性別及び続柄」、「個人の主観、主張及び自己評価の情報」、「関係機関との協議やケース会議の内容の情報」、「要保護児童対策地域協議会における検討・協議の情報」の該当理由で区別しているが、開示対象文書名 1～76 の各文書名ごとに上記のどれが該当するのか区分していないので明確な理由が述べられない。よって原則全面開示と主張しておく。又条例第 19 条第 6 号に該当する部分についても前述と同様であるが、「関係機関との協議やケース会議の内容の情報」を理由としたことは本末転倒であり、本人が本人の個人情報の事実を知ることを否定する論理で条例の目的そのものを否定するもので許しがたい。このような価値判断が通用すると、例えば病院でのカルテ開示などはすべて不開示が当然との判断に至る。条例第 19 条第 8 号についても前述と同様で条例目的で保障している本人の自己情報開示と訂正権を最優先して開示を求める。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件情報の条例第 19 条第 2 号の妥当性について

本件情報のうち、個人の氏名、生年月日、住所、性別及び続柄については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当し、かつ同号ただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しないと判断したので、非開示とした。

本件情報のうち、個人の主観、主張（開示請求者以外の個人が当該事案や学校に対する考えを述べた発言や記述等）及び自己評価（開示請求者以外の個人が自らの子育てや家族について述べた発言や記述等）については、請求者以外特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの、又は他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができるものであって、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、かつ同号ただし書きア、イ、ウのいずれにも該当しないため、非開示とした。

2 本件情報の条例第 19 条第 6 号の妥当性について

実施機関は、当該事案について、学校だけで解決を図るのは困難な事案と判断し、文部科学省初等中等教育局長通知「不登校への対応の在り方について」（一五文科初第二五五号 平成 15 年 5 月 16 日付け）等を踏まえ、大阪市こども相談センター、第三者専門家チーム（いじめや不登校、児童虐待や暴力行為など、学校だけでは解決が困難な事案について、市長及び教育委員会が共同して、医師・臨床心理士・弁護士・社会福祉士・警察 OB など構成）及びスクールソーシャルワーカー等の関係諸機関と、当該事案の見解や方針を共有し、本人の救済と尊厳を最優先に、適切な連携と支援を図ってきた。

一方、本件決定後も、実施機関及び大阪市子ども相談センターは、継続的に本人及びその家族の相談を受けている。これまでの経緯から鑑みると、本人の救済と尊厳を最優先にした関係諸機関の連携における見解の共有や方針の意思決定の過程などを開示することで、本人とその家族との相互信頼関係の下で適切に行われるべき相談業務や支援業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、当該事案の不適切な状況の長期化や児童の人格形成への悪影響など、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、結果として、不登校事案への相談や支援などの適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあることから、非開示とした。

3 本件情報の条例第 19 条第 8 号の妥当性について

異議申立人は、「条例目的で保障している本人の自己情報開示と訂正権を最優先して開示を求める」と主張しているが、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 5 には、「次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」とあり、協議会が職務に関して知り得た情報（検討・協議の内容や判断）は法律の定めるところにより開示しないこととされている。

したがって、本件情報のうち、要保護児童対策地域協議会における検討・協議に係る情報は、児童福祉法第 25 条の 5 の定めるところにより開示しないこととされていることから、条例第 19 条第 8 号に該当すると判断し、非開示とした。

第 5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

しかしながら、条例は、すべての保有個人情報の開示を義務づけているわけではなく、第 19 条本文において、開示請求に係る保有個人情報に同条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、実施機関の開示義務を免除している。もちろん、第 19 条各号が定める非開示情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮するとともに、当該保有個人情報の取扱いの経過や収集目的などをも勘案しつつ、条例の上記理念に照らして市民の権利を十分に尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件情報について

本件情報は、異議申立人や本人及び家族が作成し、実施機関へ提出した手紙・要望書・資料並びに学校や関係機関が異議申立人や本人及び家族からのいじめ申立てに関して作成した報告・記録・メモ等に記載された情報である。

3 争点

実施機関は、本件非開示部分 1 について条例第 19 条第 2 号に、本件非開示部分 2 について同条第 6 号に、本件非開示部分 3 について同条第 8 号に該当することを理由に本件決定を行ったのに対し、異議申立人は本件決定を取り消し、本件非開示部分 1 から本件非開示部分 3 までを開示すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、本件決定時点における本件非開示部分 1 の条例第 19 条第 2 号該当性、本件非開示部分 2 の同条第 6 号該当性、本件非開示部分 3 の同条第 8 号該当性である。

4 本件非開示部分 1 の条例第 19 条第 2 号該当性について

(1) 条例第 19 条第 2 号について

条例第 19 条第 2 号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則として開示しないこととされているが、同号ただし書では、これらの情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が…公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しなければならない旨規定している。

(2) 本件非開示部分 1 の条例第 19 条第 2 号該当性について

ア 本件非開示部分 1 のうち別表 2 に掲げる情報を除く情報については、本人以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、本人以外の特定の個人を識別することができるもの又は本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第 19 条第 2 号本文に該当し、またその性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

イ 本件非開示部分 1 のうち別表 2 に掲げる情報については、次のとおりである。

(ア) 項番 1、2、5、6 及び 21 について

本人、家庭と学校の間で相互に情報交換を行うために本人が学校へ持参する連絡帳に記載されている情報又は当該情報と同じ内容の情報であった。

(イ) 項番 3、8、13、16、17 及び 25 について

本人がその場にいた際の、本人以外の個人の行動に係る情報であった。

(ウ) 項番 4、7、11、12、14、18、19、22、24 及び 26 から 29 までについて

本件決定で本人に開示されている情報から了知できる情報であった。

(エ) 項番 9、10 及び 15 について

本人を申立人とした申立人代理人からの照会を受け、大阪市立A小学校が作成した報告書に記載された情報であった。

(オ) 項番 20 について

本人の保護者の住所及び氏名であった。

(カ) 項番 23 について

大阪市立A小学校の職員が本人から聴き取った情報であった。

ウ 本件非開示部分 1 のうち別表 2 に掲げる情報については、本人以外の個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、本人以外の特定の個人を識別することができるもの又は本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるが、上記イの(ア)から(カ)までを踏まえると、本人であれば知り得る情報であることから、条例第 19 号第 2 号ただし書アに該当する。

よって、条例第 19 号第 2 号には該当しない。

5 本件非開示部分 2 の条例第 19 号第 6 号該当性について

(1) 条例第 19 号第 6 号の基本的な考え方について

条例第 19 号第 6 号は、本市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の目的を達成し、その公正、円滑な執行を確保するため、「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定している。

ここでいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務又は事業に関する情報を開示することによる利益と支障を比較衡量した上で、開示することの必要性を考慮しても、なお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過し得ない程度のものであることが必要である。

したがって、「支障を及ぼすおそれ」は、抽象的な可能性では足りず、相当の蓋然性が認められなければならないと解される。

(2) 本件非開示部分 2 の条例第 19 号第 6 号該当性について

ア 実施機関に確認したところ、関係機関への相談に係り実施機関が、本人や本人保護者についての個別具体的な意見や相談、評価や方針を率直に表明・記載したものであり、必ずしも本人や本人保護者が当該意見や相談、評価や方針について納得するとは限らず、実施機関や関係機関に対して感情的に反発したり、無用な誤解を招いたりするといった事態が生じることが考えられ、その結果実施機関と本人及び本人保護者との信頼関係を著しく損ない、相互の信頼関係の下で適切に行われるべき相談業務や支援業務の適切かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことであった。

また、大阪市立A小学校における本人、本人保護者及び関係機関等との対応経

過が記載されている情報については、関係機関と協議していることや相談回数を本人に知られると本人及び本人保護者の不安が高まり、学校及び関係機関による本人への安全確保や安全確認に支障を及ぼすおそれがあるとのことであった。

イ 本件情報は本人及び本人の保護者からのいじめの申立てに係る情報であり、当審議会では本件情報を実際に見分したところ、当該事案への実施機関の対応については、本人及び本人保護者と実施機関の間で事案への認識の差異がある等のすれ違いが生じており、双方が本人への対応内容について合意している状況になかったことが認められ、また、本件決定時点においては、本人は大阪市立A小学校に在籍しており、実施機関による本人への相談業務や支援業務は継続していたものと考えられる。

本件非開示部分2を実際に見分したところ、本件非開示部分2のうち別表3に掲げる情報を除いて、実施機関が本人への学校現場での対応に関し弁護士、スクールソーシャルワーカー及び第三者専門家チーム（以下「各専門機関」という。）へ相談した内容、当該相談に係り助言を受けた内容並びに関係機関との対応の経過が記載されており、これらの情報は必ずしも本人又は本人保護者の希望に沿ったものであったとは限らず、実施機関の意向と本人又は本人保護者の意向とが合致しなかったことも十分想定できる。

以上を踏まえ検討するに、本件非開示部分2のうち別表3に掲げる情報を除いた情報は、実施機関による評価、所見及び各専門機関の助言等に係る記述であるところ、上記のとおり、本人及び本人保護者と実施機関の関係は複雑化していたと考えられ、そのような状況下でこれらを開示すると、本人が実施機関に不信感を抱いたり、本人及び本人保護者の不安が高まったであろうことは相当程度予想される。

そうすると、本人及び本人保護者と実施機関において、本来問題解決に向けて双方で建設的な協議がされるべきであったところ、それが期待できなくなり、本件決定時点におけるその後の本人への相談業務・支援業務の遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があったと認められる。

よって、条例第19条第6号に該当する。

ウ しかしながら、本件非開示部分2のうち別表3に掲げる情報については、次のとおりである。

(ア) 項番1について

本人が了知していた本人の心身に係る情報及び通学状況に係る客観的な事実が記録されている情報であった。

(イ) 項番2及び3について

実施機関が各専門機関に相談するにあたって、相談事案の経過が記載されているが、これらの情報は本件決定により開示した他の情報により既に本人に開示されていた情報であった。

(ウ) 項番4について

大阪市立A小学校における本人、本人保護者及び関係機関等への対応内容が記載されているが、本件決定により開示した他の情報により大阪市立A小学校

が関係機関とやり取りしていることは開示されていたことが認められる。

また、大阪市立A小学校におけるいじめ事案に学校として対応した客観的事実が記録されている情報であり、項番4の情報はいずれも本人が了知していた情報であった。

- (エ) 上記(ア)から(ウ)までを踏まえると、本件非開示部分2のうち別表3に掲げる情報については、本人へ開示したとしても、本件決定時点におけるその後の本人への相談・支援業務の遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性は認められないことから、条例第19条第6号に該当しない。

6 本件非開示部分3の条例第19条第8号該当性について

(1) 条例第19条第8号の基本的な考え方

条例第19条第8号は、条例制定権の範囲及び保有個人情報の開示に関する一般法としてのこの条例の性格に鑑み、「法令等の定めるところにより開示しないこととされ、若しくは開示することができないと認められる情報又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示等により開示することができないと認められる情報」を非開示とすることを定めている。

「法令等の定めるところにより開示しないこととされ…る情報」とは、法令又は条例の明文の規定により、開示が禁止され、他の目的への使用が禁止され、又は具体的な守秘義務が課されている情報であり、「法令等の定めるところにより…開示することができないと認められる情報」とは、法令又は条例に開示を禁止する明文の規定はないが、当該法令又は条例の趣旨、目的に照らしてその規定するところを解釈した場合に、開示することができないと認められる情報である。

(2) 本件非開示部分3の条例第19条第8号該当性について

要保護児童対策協議会は、児童福祉法第25条により要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとされており、同法第25条の5により、当該協議会の構成員に対する守秘義務が課せられている。

当審議会において本件非開示部分3を実際に見分したところ、要保護児童対策協議会における検討・協議に係る情報が記載されていることが認められた。実施機関は当該協議会の構成員であり、当該協議会における検討・協議に係る情報は実施機関が職務に関して知り得た情報であり、守秘義務が課せられている情報にあたる。

したがって、本件非開示部分3は、条例第19条第8号に該当する。

7 結論

以上により第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 村田尚紀、委員 玉田裕子、委員 上田健介

別表 1

文書 番号	文書名
1	当該児童について（〇年時担任からの報告）
2	25 年 2 月 6 日 相手保護者への話の内容をまとめた〇年時担任の報告
3	学校まとめ「当該児童について」 25 年 2 月までの時系列
4	学校支援（法律相談）事業 相談個票
5	S S W派遣申請書
6	子育て支援からの情報についての教頭報告
7	記録のまとめ
8	要望書に対する回答（25. 7）
9	〇年時担任作成「通知書にある内容について」「〇年生からのいじめについて」（25. 3. 25）
10	25 年 8 月 12 日Mさんとの話し合い記録
11	〇年時担任からの時系列的な報告文書（25. 3. 25）の修正
12	〇年学年懇談会の校長からの説明資料（25. 8. 27）修正
13	学校支援（法律相談）相談個票
14	日本スポーツ振興センターへの報告書
15	保護者と当該児童が校長に宛てた手紙
16	保護者の訴える内容についての事実確認のまとめ（25. 12. 27）の修正
17	〇年〇組P T A役員投票用紙の保護者回答
18	25 年 2 月当時に聞き取った事実を会話形式での書き起こした〇年時担任の報告
19	26 年 2 月 13 日関係者からの電話内容をまとめた教頭からの報告
20	26 年 2 月 17 日の学校対応をまとめた教頭の報告
21	臨時職員打ち合わせの内容（これまでの経緯とこれからの対応）
22	「当該小学校〇年児童のいじめ事案について」市教委作成
23	「当該小学校〇年児童のいじめ事案について」市教委作成市長説明用（26. 3. 24 の修正）
24	26 年 6 月 13 日B医師との面談記録
25	第三者専門家チーム派遣申請書と添付書類
26	4 月からの家庭訪問の記録まとめ
27	第三者専門家チームに渡した資料
28	第三者専門家チーム派遣時のメモ
29	当該児童への関わりのまとめ
30	26 年 10 月 17 日B医師面談内容の教頭報告
31	第 33 回大阪府人権啓発誌・読書感想文募集リーフレット
32	26 年 10 月 22 日受 学校に対する保護者の手紙と当該児童が市教委に宛てた手紙
33	保護者と当該児童が区長に宛てたメールと添付資料
34	保護者の訴える内容についての事実確認のまとめ（26. 1. 9）の修正

35	26 年 11 月 12 日協議資料
36	26 年 11 月 18 日～11 月 26 日人権担当家庭訪問記録
37	当該児童への関わり 26 年 4 月 1 日～11 月 30 日分
38	小学校〇年児童のいじめ事案についての市教委文書の修正
39	27 年 2 月 10 日受保護者と当該児童が学校の教員に宛てた手紙
40	第三者専門家チーム派遣申請書
41	学校長が弁護士に宛てた資料送付の鑑文
42	27 年 3 月 17 日受次年度に向けての保護者と当該児童の要望
43	27 年 3 月 20 日 B 医師との面談時に使用した個別の指導計画
44	27 年 4 月 4 日 B 医師面談記録
45	27 年 9 月 19 日 B 医師面談記録
46	27 年 11 月 19 日 B 医師面談記録
47	指導部からの連絡文書と新聞の写し
48	第三者専門家チーム派遣申請書
49	平成 27 年 3 月～5 月の学校の取り組み
50	市長説明資料「A 小学校〇年児童のいじめ事案について」26. 3. 27
51	市長説明資料「A 小学校〇年児童のいじめ事案について」26. 6. 25
52	養護日誌（平成 24 年 4 月 24 日）
53	「いじめによる PTSD からの調停へ」25. 7 月作成
54	C 校長と B 医師の面談 25. 8. 19
55	D 指主・E 教頭と B 医師の面談 26. 6. 13
56	F 主任・E 教頭・音楽担当・人権担当と B 医師の面談
57	F 主任・校長・〇・〇年担当・人権担当と B 医師の面談
58	第三者専門家チームとの協議 26. 9. 10
59	第三者専門家チームとの協議 26. 11. 12
60	第三者専門家チームとの協議 27. 2. 24
61	日本スポーツ振興センター災害報告書
62	スポーツ振興センター障害報告書 27. 5. 22
63	S S W 派遣申請書 26. 5. 1
64	郵便物に添付されていた資料（トラウマについて）
65	25 年 4 月 15 日付、保護者と当該児童の連絡帳
66	25 年 7 月 4 日～7 日保護者と当該児童からの手紙
67	25 年 9 月 11 日～10 月 7 日保護者と当該児童からの手紙と連絡帳
68	25 年 11 月 11 日付当該児童と保護者が学校に宛てた手紙
69	25 年 11 月 15 日・16 日に保護者と当該児童が学校に宛てた手紙
70	平成 25 年 6 月に保護者が学校に宛てた復学するために学校へ望む事と当該児童の学級希望
71	26 年 1 月 23 日～1 月 31 日の当該児童と保護者が〇・〇年担当人権担当に宛てた手紙
72	保護者と当該児童が校長に宛てた手紙と障がい者手帳の写し

73	保護者からのいじめについての資料
74	26 年 7 月 22 日 8 月 6 日受当該児童と保護者から学校への手紙
75	母作成「復学するために学校に望むこと」（法務局との話し合いの場で校長に出した要望書）
76	学校の方針、学校としてしなければならない事、今までの学校の動きのまとめ

別表 2

項番	文書番号	該当箇所
1	文書 3.	2 ページ目 ・ 9 行目、10 行目、15 行目から 17 行目まで
2	文書 7.	1 ページ目「①経緯」欄 ・ 1 行目、17 行目から 19 行目まで及び 24 行目から 27 行目まで
3	文書 7.	2 ページ目 ・ 8 行目 3 ページ目 ・ 12 行目
4	文書 11.	1 ページ目 ・ 8 行目 41 文字目から最終文字目まで
5	文書 11.	2 ページ目 ・ 1 行目及び 4 行目
6	文書 16.	1 ページ目 ・ 11 行目から 21 行目まで
7	文書 16.	1 ページ目 ・ 8 行目 2 ページ目 ・ 1 行目、2 行目、4 行目、6 行目、8 行目、10 行目及び 12 行目
8	文書 16.	2 ページ目 ・ 22 行目から 24 行目まで
9	文書 16.	3 ページ目 ・ 20 行目及び 31 行目
10	文書 18.	11 行目、13 行目、15 行目及び 17 行目から 20 行目まで
11	文書 22.	1 ページ目 ・ 11 行目から 13 行目まで
12	文書 23.	2 ページ目 ・ 10 行目及び 11 行目
13	文書 26.	1 ページ目 ・ 2 行目、3 行目、5 行目、19 行目、27 行目及び 36 行目

		2 ページ目 ・ 19 行目、26 行目及び 28 行目
14	文書 27.	1 ページ目 ・ 10 行目及び 11 行目 5 ページ目 ・ 6 行目及び 7 行目 16 ページ ・ 21 行目
15	文書 27.	12 ページ目 ・ 9 行目、10 行目、28 行目、30 行目、32 行目、34 行目及び 35 行目 13 ページ目 ・ 27 行目及び 28 行目
16	文書 27.	16 ページ目 ・ 3 行目、4 行目、6 行目、20 行目及び 28 行目 17 ページ目 ・ 5 行目、26 行目及び 32 行目
17	文書 29.	4 ページ目 ・ 2 行目、3 行目、5 行目、19 行目、20 行目 8 文字目、27 行目、36 行目、 57 行目、63 行目、65 行目 5 ページ目 ・ 4 行目、14 行目、21 行目、55 行目及び 60 行目 6 ページ目 ・ 6 行目及び 22 行目
18	文書 29.	4 ページ目 ・ 20 行目 14 文字目から最終文字目まで
19	文書 33.	1 ページ目 ・ 手書き追記部分 ・ 1 行目及び 12 ページ 1 行目
20	文書 33.	11 ページ目 ・ 16 行目及び 17 行目 24 文字目から 27 文字目まで 13 ページ目 ・ 1 行目から 3 行目まで
21	文書 34.	1 ページ目 ・ 3 行目、6 行目、9 行目及び 16 行目から 18 行目まで
22	文書 34.	1 ページ目 ・ 35 行目から 46 行目まで、48 行目、49 行目 4 文字目から 50 行目最終文 字目まで、51 行目 4 文字目以降、52 行目 4 文字目以降、53 行目から 58 行目まで、61 行目 4 文字目以降、62 行目、63 行目、64 行目 1 文字目か

		ら 4 文字目まで、64 行目 7 行目以降、66 行目 4 文字目から 12 文字目まで、67 行目、68 行目、70 行目 4 文字目以降、71 行目 4 文字目から 18 文字目まで及び 23 文字目以降 2 ページ目 ・ 1 行目、2 行目、4 行目 4 文字目以降及び 6 行目 3 ページ目 ・ 37 行目及び 41 行目
23	文書 34.	1 ページ目 ・ 4 行目、25 行目から 27 行目まで、29 行目、31 行目及び 33 行目
24	文書 35.	6 ページ目 ・ 20 行目
25	文書 36.	16 行目、18 行目及び 20 行目
26	文書 38.	1 ページ目 ・ 10 行目及び 11 行目
27	文書 50.	10 行目及び 11 行目
28	文書 51.	1 ページ目 ・ 10 行目及び 11 行目
29	文書 61.	3 ページ目 ・ 4 行目 23 文字目から 5 行目まで、7 行目から 11 行目まで、20 行目、22 行目から 23 行目まで、24 行目 18 文字目から 23 文字目まで及び 24 行目 27 文字目から 28 行目まで 4 ページ目 ・ 1 行目 16 文字目から 21 文字目まで、1 行目 26 文字目から 3 行目まで、5 行目から 7 行目まで、10 行目及び 11 行目 5 ページ目 ・ 3 行目から 8 行目まで

1 行に記載された文字を左詰にして数え、句読点は、それぞれ一文字と数えるものとする。
ページ数は文書番号の文書毎に割り振ったもの。

1 ページに 2 段組で記載されている文書については、1 段目から順に行数を数えるものとする。

別表 3

項番	文書番号	該当箇所
1	文書 4.	「事案の概要」欄 ・ 1 行目から 2 行目まで
2	文書 25.	1 ページ目

		・「事案の概要」欄 4文字 2ページ目 ・1行目から11行目12文字目まで、11行目15文字目から24行目19文字目まで、24行目22文字目から25行目7文字目まで及び25行目13文字目以降すべて
3	文書 25.	3ページ目 6行目以降すべて 4ページ目 1行目から22行目まで
4	文書 25.	4ページ目 ・23行目から31行目9文字目まで、32行目1文字目から9文字目まで、33行目、34行目1文字目から8文字目まで、35行目1文字目から14文字目まで、36行目1文字目から8文字目まで及び37行目1文字目から7文字目まで 5ページ ・1行目1文字目から16文字目まで、2行目1文字目から10文字目まで及び4行目から6行目まで

1行に記載された文字を左詰にして数え、句読点は、それぞれ一文字と数えるものとする。

(参考) 調査審議の経過 平成28年度諮問受理第1号

年 月 日	経 過
平成28年4月12日	諮問書の受理
平成28年11月7日	実施機関から意見書の収受
令和元年10月31日	調査審議
令和元年11月14日	調査審議
令和2年3月18日	調査審議
令和2年8月27日	調査審議
令和2年10月6日	調査審議
令和2年11月6日	異議申立人から意見書の収受
令和3年1月27日	調査審議
令和3年2月17日	調査審議
令和3年3月11日	調査審議
令和3年3月31日	調査審議（異議申立人の口頭意見陳述）
令和3年5月19日	調査審議
令和3年6月16日	調査審議
令和3年7月7日	調査審議
令和3年8月23日	答申